

《公司法司法解释（三）》简析

为在司法实践中正确理解和贯彻《公司法》的精神和原则，明确并统一法律的适用，最高人民法院着眼于审判实践的需要，根据《公司法》的相关规定，结合成熟的学说观点和全国各地法院的审判实践，制定了《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（三）》（法释[2011]3号，2011年02月16日起施行）（以下简称“《公司法司法解释（三）》”）。律师结合相关法律理论以及实务经验，就《公司法司法解释（三）》的主要内容简要分析如下：

公司成立前债务的责任承担

公司成立前债务的责任承担问题，《公司法》未予以明确规定。《公司法司法解释（三）》第2条至第5条对此问题作出如下规定：

类型	公司成立	公司未成立
发起人为设立公司以自己名义对外签订合同	<ul style="list-style-type: none"> 原则上，由发起人承担责任； 公司成立后，①公司认可该合同；或②公司已实际享有合同权利或者履行合合同义务的，合同相对人可以要求公司承担。 	<ul style="list-style-type: none"> 发起人承担连带清偿责任； 发起人内部的责任分担，按约定的责任承担比例分担；未约定责任承担比例的，按出资比例分担；未约定出资比例的，等额分担； 因部分发起人的过错导致公司未成立，由过错一方根据过错大小承担相应责任。
发起人为设立公司以公司名义对外签订合同	<ul style="list-style-type: none"> 原则上，由成立后的公司承担责任； 公司有证据证明发起人利用设立中公司的名义为自己的利益与相对人签订合同，公司可以免责，但合同相对人为善意的除外。 	

「会社法の司法解释（三）」の簡潔分析

最高人民法院は、司法の実践において「会社法」の精神及び原則を正確に理解し徹底させ、法律の適用を明確且つ統一させるため、実際の審判における需要に着目しながら、「会社法」の関連規定に基づき、成熟した学説観点及び中国各地の裁判所における審判の実情に照らして、「『中華人民共和國会社法』の適用に関する若干問題に対する最高人民法院の規定（三）」（法释[2011]3号、2011年2月16日施行）（以下、「会社法司法解释（三）」）を制定した。筆者は、関連法律理論及び実務経験に基づき、「会社法司法解释（三）」の主要内容について、以下のとおり分析する。

会社設立前の債務に対する責任負担

会社設立前の債務に対する責任負担問題について、「会社法」は明確な規定を設けていない。「会社法司法解释（三）」の第2条から第5条では当該問題に対し以下のとおり規定した。

分類	会社設立	会社未設立
発起人が会社設立のため、自己の名義で対外的な契約を締結した。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、発起人が責任を負う。 会社設立後、①会社が当該契約を承認した場合、または②実際には会社が既に契約上の権利を享受している若しくは義務を履行している場合、契約の相手方当事者は会社に対し責任負担を求めることが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発起人は連帯弁済責任を負う。 発起人内部の責任分担については、約定された責任負担割合に応じて負担する。責任負担割合を定めていない場合は出資割合に応じて負担する。出資割合を定めていない場合は均等に負担する。 一部の発起人の過失により会社が設立されていない場合、過失のある側が過失の大小に応じて責任を負う。
発起人が会社設立のため、会社の名義で対外的な契約を締結した。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、設立後の会社が責任を負う。 会社が証拠に基づいて、発起人が自己の利益のために設立過程にある会社の名義を利用して相手方当事者と契約を締結したこと 	同上

发起人因履行公司设立职责造成他人损害	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公司承担赔偿责任; ▪ 公司在承担赔偿责任后, 可以向有过错的发起人追偿。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全体发起人承担连带赔偿责任; ▪ 无过错的发起人可以向有过错的发起人追偿。

※《公司法》只在有关股份有限公司的规定中使用“发起人”概念, 但根据《公司法司法解释(三)》第1条的规定, 为设立公司而签署公司章程、向公司认购出资或者股份并履行公司设立职责的人, 是公司的“**发起人**”, 即, 此处已经包括有限责任公司设立时的股东。

	を証明できる場合、会社は免責される。ただし、契約の相手方当事者が善意の場合は除く。	
発起人が会社設立の職責を果たしたために他者へ損害を与えた。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 会社が賠償責任を負う。 ▪ 会社は賠償責任を負担した後、過失のある発起人に対し求償することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全発起人が連帯賠償責任を負う。 ▪ 過失のない発起人は、過失のある発起人に対し求償することができる。

※「会社法」では株式会社に関する規定においてのみ「発起人」の概念を用いているが、「会社法司法解释(三)」の第1条では、会社設立のために会社定款に署名し、会社に対する出資または株式を引き受け、且つ会社設立の職責を履行する者は、会社の「**発起人**」であると定めている。即ち、当該条項では既に有限責任会社設立における株主が含まれている。

非货币财产出资的评估作价、出资到位及相关问题

1. 非货币财产出资的评估作价

《公司法》	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第27条: 非货币财产出资应依法进行评估, 不得高估或者低估。
《公司法司法解释(三)》	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第9条: 出资人以非货币财产出资, 未依法评估作价, 公司、其他股东或者公司债权人(以下合称“相关权利人”)请求认定出资人未履行出资义务的, 由法院委托具有资质的评估机构进行评估。评估价额显著低于公司章程所定价额的, 属于未依法全面履行出资义务。 ▪ 第16条: 非货币财产出资后因市场变化或其他客观原因导致出资财产贬值的, 出资人不需要承担补足责任。
律师简要提示	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 以非货币财产出资的, 应当依法进行评估, 选择的评估方法也应合法、合理; ▪ 在公司章程中对非货币财产所定价额及其对应的股权比例应与评估结果一致, 不得高估和低估。

2. 非货币财产出资到位的判断标准

《公司法》	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第28条: 以非货币财产出资的, 应当依法办理其财产权的转移手续。
-------	--

金錢以外の財産による出資(現物出資)を行う場合の資産評価方法、出資金の払込み及び関連問題

1. 現物出資を行う場合の資産評価

「会社法」	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第27条: 現物出資を行う場合には法に従って資産評価を行わなければならない。過大評価も過小評価もしてはならない。
「会社法司法解释(三)」	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第9条: 出資者が現物出資を行ったにもかかわらず、法により資産評価を行わなかった状況で、会社、他の株主または会社の債権者(以下、併せて「関係権利者」という)が出資者の出資義務不履行に対する認定請求を行った場合、裁判所が資格を有する評価機関に委託して資産評価を行う。評価額が会社定款に定められた額より著しく低い場合は、法で定められた出資義務を全面的に履行していない状況に該当する。 ▪ 第16条: 現物出資を行った後に市況の変化またはその他の客観的理由により出資財産が目減りした場合でも、出資者が補填義務を負う必要はない。
筆者意見	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現物出資を行う場合、法により資産評価を行うべきであり、採用すべき評価方法は合法、合理的でなければならない。 ▪ 会社定款において金錢以外の財産について定めた金額及び相応する持分比率は評価結果と一致するべきであり、過大評価も過小評価もしてはならない。

2. 現物出資の払込に対する判断基準

「会社法」	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第28条: 現物出資を行う場合、法により財産権の移転手続を行わなければならない。
-------	---

《公司法解释(三)》	<ul style="list-style-type: none"> 第 8 条: 出资人以划拨土地使用权出资, 或者以设定权利负担的土地使用权出资, 相关权利人主张认定出资人未履行出资义务的, 出资人应在法院指定的合理期间内办理土地变更手续或者解除权利负担。 第 10 条: 出资人以房屋、土地使用权或者需要办理权属登记的知识产权等财产出资, 已经交付公司使用但未办理权属变更的, 相关权利人主张出资人未履行出资义务的, 出资人应在法院指定的合理期间内办理权属变更手续。出资人自出资财产实际交付给公司使用时享有相应股东权利, 已办理权属变更手续但未交付使用的, 不享有相应股东权利。 第 11 条: 出资人以其他公司股权出资, 应符合①股权由出资人合法持有并依法可以转让; ②股权无权利瑕疵或者权利负担; ③已履行关于股权转让的法定手续; ④股权已依法进行了价值评估等条件。
律师简要提示	<ul style="list-style-type: none"> 对于非货币财产出资, 应办理必要的权属变更登记, 并实际交付财产, 否则会影响出资人享有股东权利; 作为出资的非货币财产, 不应存在权利负担或权利瑕疵。

「会社法司法解释(三)」	<ul style="list-style-type: none"> 第 8 条: 出資者が割当地の使用権による出資、または権利負担が設定された土地の使用権による出資を行った状況で、関連権利者が出資者の出資義務不履行を認定主張した場合、出資者は裁判所の指定した合理的期間内に土地の変更手続または権利負担の解除を行わなければならない。 第 10 条: 出資者が家屋、土地使用権または権利帰属登記を必要とする知的財産等の財産による出資を行い、既に会社へ引渡し使用させてはいるものの、未だ権利の帰属変更を行っていない状況で、関連権利者が出資者の出資義務不履行を主張した場合、出資者は裁判所の指定した合理的期間内に権利の帰属変更手続を行わなければならない。出資者は、財産を出資して実際に会社へ引渡し使用させた時点より、相応する株主権利を享受する。また、権利の帰属変更手続を終えてはいるものの、未だ引渡し使用させていない場合は、相応する株主権利を享受しない。 第 11 条: 出資者が他社の持分による出資を行う場合、①持分は出資者が合法的に保有するものであり、法に則った譲渡が可能である、②持分に権利上の瑕疵がないまたは権利負担が設定されていない、③既に持分譲渡に関する法定手続を行っている、④持分に対し法により資産評価が行われている等の条件に合致しなければならない。
筆者の意見	<ul style="list-style-type: none"> 現物出資については、必要な権利帰属変更登記を行わなければならない、且つ実際に財産を引渡さなければならない。さもなくば、出資者の株主権利の享受に影響が出る。 出資する金銭以外の財産は、権利負担の設定または権利上の瑕疵が存在してはならない。

不具有处分权的财产出资的效力

《公司法》	<ul style="list-style-type: none"> 无明确规定。
《公司法解释(三)》	<ul style="list-style-type: none"> 第 7 条: 出资人以不具有处分权财产出资行为的效力, 适用《物权法》第 106 条的规定, 即, 如果出资符合①公司不知道出资人对该财产不具处分权, 是善意的; ②出资财产的评估价额、折算的股权比例合理; ③出资财产已经办理了相应的登记手续(例如, 房屋的过户登记手续)或交付的, 那么, 该出资行为有效。
律师简要提示	<ul style="list-style-type: none"> 公司在审查出资人对于出资财产是否具有处分权的问题上, 应要求出资人说明出资财产的来源, 提供与出资财产的相关权利证明文件(如有), 并可以要求出资人就出资财产的来源、合法性等问题做出书面承诺; 必要时, 公司可以通过公开途径, 或委托律师、会计师对出资财产进行必要的

处分権を有さない財産による出資の効力

「会社法」	<ul style="list-style-type: none"> 明確な規定はない。
「会社法司法解释(三)」	<ul style="list-style-type: none"> 第 7 条: 出資者の処分権を有さない財産による出資行為の効力については、「<u>物权法</u>」第 106 条の規定を適用する。即ち、出資が①会社は出資者が当該財産に関する処分権を有していないことを知らない善意の者である、②出資財産の評価額及び換算後の持分比率が合理的である、③出資財産は既に相応する登記手続(例えば、家屋の名義変更登記手続)を完了しているまたは引渡し済みであるという条件に合致する場合、当該出資行為は有効である。
筆者の意見	<ul style="list-style-type: none"> 会社が出資者の出資財産に関する処分権の有無を審査する場合、出資者に対し出資財産の源泉に関する説明、出資財産の関連権利証明書類(もしあれば)の提出を求めべきであり、出資者に対し出資財産の源泉、合法性等に関する書面承諾を求めることも考えられる。 必要であれば、会社は公開ルートを通じて、

	调查，以降低法律风险。
--	-------------

	または弁護士、会計士へ委託して出資財産に対する必要な調査を行うことで、法的リスクを低減することができる。
--	--

股东抽逃出资、未履行或未全面履行出资义务的认定、民事责任

抽逃出资是严重侵蚀公司资本的行为，《公司法》第36条明确禁止在公司成立后股东抽逃出资，但是，《公司法》未规定抽逃出资的具体情形，这使得法院在司法实践中难以判断、认定某一行为是否属于抽逃出资的行为。因此，《公司法司法解释（三）》第12条结合司法实践，明确了5种抽逃出资的行为：①将出资款项转入公司账户验资后又转出；②通过虚构债权债务关系将其出资转出；③制作虚假财务会计报表虚增利润进行分配；④利用关联交易将出资转出；⑤其他未经法定程序将出资抽回的行为。

另外，《公司法司法解释（三）》明确了抽逃出资及未履行或未全面履行出资义务（“未履行或未全面履行出资义务”以下简称“未尽出资义务”）的责任主体及其民事责任，简要分析如下：

《公司法》	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第28条：股东不按照规定缴纳出资的，除应当向公司足额缴纳外，还应当向已按期足额缴纳出资的股东承担违约责任。
《公司法司法解释（三）》	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第13条：股东未尽出资义务，应向公司依法全面履行出资义务，并对公司债务不能清偿的部分承担补充赔偿责任。 ▪ 第14条：股东抽逃出资，股东应向公司<u>返还出资本息，对公司债务不能清偿的部分承担补充赔偿责任；协助抽逃出资的其他股东、董事、高级管理人员或者实际控制人对此承担连带责任。</u> ▪ 第15条：第三人代垫资金协助发起人设立公司，双方明确约定在公司验资后或者在公司成立后将该发起人的出资抽回以偿还该第三人，<u>发起人抽回出资偿还第三人后又不能补足出资，第三人连带承担发起人因抽回出资而产生的相应责任。</u> ▪ 第17条：股东未尽出资义务或者抽逃出资，<u>公司可以根据章程或者股东会决议对其利润分配请求权、新股优先认购权、剩余财产分配请求权等股东权利作出合理限制。</u> ▪ 第18条：有限责任公司的股东<u>未履行出资义务或者抽逃全部出资</u>，经公司催告仍未缴纳或者返还出资的，<u>公司可以根据股东会决议的形式解除其股东资格。</u> ▪ 第19条：有限责任公司的股东未尽出资义务即转让股权的，受让人对此知道

株主の出資金引出し、出資義務の不履行または一部不履行に関する認定、民事责任

出資金の引出しは重大な会社資本の横領行為であり、「会社法」第36条は会社設立後の株主による出資金の引出しを明確に禁じている。ところが、「会社法」は出資金の引出しに関する具体状況については規定しておらず、このため司法の実践において、ある行為が出資金の引出しに該当するか否かに対する裁判所の判断、認定を難しくさせている。よって、「会社法司法解释（三）」第12条では司法の実情に鑑み、次のとおり5つの出資金引出し行為を明確にした。①出資金を会社口座に払込み、出資監査を終えた後で再び振替えた場合、②債権債務関係を捏造(ねつぞう)して出資金を振替えた場合、③虚偽の財務会計報告書を作成し利潤を捏造(ねつぞう)して分配を行った場合、④関連取引を利用して出資金を振替えた場合、⑤その他の法的手順を踏まらずに出資金を引出す行為。

また、「会社法司法解释（三）」は、出資金の引出し及び出資義務の不履行または一部不履行（「出資義務の不履行または一部不履行」を以下「出資義務の不履行」と略す）の責任主体及びその民事責任を明確にした。要点を分析すれば、以下のとおりである。

「会社法」	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第28条：株主が規定どおりに出資しなかった場合、会社へ満額を払い込む以外にも、他の出資義務を履行済みの株主に対する<u>連帯責任を負わなければならない。</u>
「会社法司法解释（三）」	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第13条：株主の出資義務不履行となった場合、株主は会社に対し<u>法により出資義務を全面的に履行しなければならず、且つ会社債務の弁済不能部分に対し補充的賠償責任を負わなければならない。</u> ▪ 第14条：株主が出資金を引出した場合、株主は会社に対し<u>出資金の元利を返還し、会社債務の弁済不能部分に対し補充的賠償責任を負わなければならない。出資金の引出しに協力した他の株主、董事、高級管理職員または実際の支配人は本問題に対し連帯責任を負う。</u> ▪ 第15条：第三者が資金を肩代わりして発起人の会社設立を援助し、会社の出資監査終了後または会社設立後に当該発起人の出資金を引出して当該第三者への弁済に充てることを双方が明確に約定している状況で、<u>発起人が出資金を引出して第三者へ弁済した後に、出資金を補填できなかった場合、第三者は発起人の出資金引出しにより生じた関連責任を連帯で負う。</u> ▪ 第17条：株主の出資義務不履行または出資金引出しが生じた場合、<u>会社は定款または株主会決議に基づき、当該株主の利益配当請求権、新株引受権、残余財産分配請求権等の株主権利に対し合理的な制</u>

	<p>或者应当知道,该股东应履行出资义务,受让人承担连带责任。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 20 条: 未出资义务或者抽逃出资的责任承担, 不受诉讼时效的限制。
律师 简要 提示	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公司发起人、董事、高管等主体要注意督促出资人及时、全面的履行出资义务,禁止任何抽逃出资的行为,避免因此承担法律责任; ▪ 公司可以对未出资义务或抽逃出资的股东采取合理的限制措施,特殊情况时,可以解除其股东资格; ▪ 第三人代垫出资或受让有限责任公司股权时应注意审查该股东是否已经履行了出资义务,避免因此承担法律责任。

	<p>限を加えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 18 条: 有限責任会社の株主が出資義務不履行または全ての出資金の引出しを行った状況で、会社からの催告後も依然として出資金を払込まないまたは返還しなかった場合、会社は株主会決議の形式で当該株主の株主資格を解除することができる。 ▪ 第 19 条: 有限責任会社の株主が出資義務を履行せず持分を譲渡した状況で、譲受人が当該事実を把握しているまたは把握していると思われる場合、当該株主は出資義務を履行し、譲受人は連帯責任を負わなければならない。 ▪ 第 20 条: 出資義務不履行または出資金引出しに関わる責任負担は、訴訟時効の制限を受けない。
筆者 の意 見	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 会社の発起人、董事、高級管理職員等の主体は、法的責任を回避するため、出資者に対し出資義務の適時、全面的な履行を督促し、如何なる出資金の引出し行為も禁ずるように心がけなければならない。 ▪ 会社は、出資義務不履行または出資金の引出しを行った株主に対し合理的な制限を加える措置を講じることが可能であり、特殊な状況下では当該株主の株主資格を解除することも可能である。 ▪ 第三者が肩代わりして出資するまたは有限責任会社の持分を譲受ける場合、法的責任を回避するため、当該株主の出資義務履行状況を審査するべきである。

隱名投資の合法性

《公 司法》	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 无明确规定。
《公 司法 解释 (三) 》	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 25 条、第 26 条、第 27 条: 有限责任公司的实际出资人与名义出资人订立合同, 约定由实际出资人出资并享有投资权益, 以名义出资人为名义股东, 该合同如无《合同法》第 52 条规定的合同无效的情形, 该合同有效。另外: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 股权及其投资权益归实际出资人, 未经实际出资人许可, 名义出资人不得处分股权 (转让、质押等)。 因名义出资人处分股权造成实际出资人损失的, 名义出资人应赔偿实际出资人的损失; ➢ 经公司其他股东半数以上同意, 实际出资人可以取代名义出资人 (向实际出资人签发出资证明书, 记载于股东名册和公司章程, 并办理公司登记机关的变更登记); ➢ 实际出资人未履行出资义务的, 公司债权人有权要求名义股东承担补偿赔偿责任。名义股东承担后, 可以向实际出资人追偿。 公司债权人有权要求名义股东对公司债务不能清偿的部分在未出资本息范围内承担补充赔偿责任。

匿名での投資の合法性

「会 社 法」	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 明確な規定はない
「会 社 法 司 法 解 釈 (三)」	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 25 条、第 26 条、第 27 条: 有限責任会社の實際の出資者が名義人と契約を結び、實際の出資者が出資し且つ投資者としての権利を享受し、名義人を名義株主とすることを約定した場合、「契約法」第 52 条で規定された契約無効の事由に該当しない限り、当該契約は有効である。また、以下のとおりとなる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 持分及びその投資者としての権利は實際の出資者に帰属する。實際の出資者の同意なしに、名義人は持分を処分 (譲渡、質権の設定等) してはならない。 名義人が持分を処分したために實際の出資者に損失が生じた場合、名義人は實際の出資者が被った損失を賠償しなければならない。 ➢ 会社の他の株主の半数以上の同意を得た上で、實際の出資者は名義人と入れ替わることができる (實際の出資者に対し出資証明書を発行して株主名簿及び会社定款に記載し、かつ会社登記機関で変更登記を行う)。 ➢ 實際の出資者が出資義務を履行しない場合、会社債権者は名義株主

律師簡要提示	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 隱名投資具有合法性，可以作為投資方式之一； ▪ 選擇隱名投資的方式進行投資時，應避免出現違反《合同法》第 52 條的情況，確保隱名投資的合法性； ▪ 隱名投資協議應明確各方權利義務，保障各方的合法權益。
--------	---

筆者意見	<p>に対し補充的賠償責任の負担を求める権利を有する。名義株主は責任を負担した後、実際の出資者に対し求償することができる。会社債権者は名義株主に対し会社債務の弁済不能部分について出資していない元利の範囲内で補充的賠償責任の負担を求める権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 匿名での投資は合法であり、投資手段の一つとすることができる。 ▪ 匿名での投資を投資手段として採用する場合、「契約法」第 52 条に違反する状況が生じないよう、匿名投資の合法性を確保しなければならない。 ▪ 匿名投資協議書においては各当事者の権利義務を明確にし、各当事者の合法權益を保障しなければならない。
------	---

《公司法司法解释（三）》明确的其他问题

1. 股权转让与变更登记

《公司法司法解释（三）》第 28 条规定，**股权转让后尚未向公司登记机关办理变更登记，原股东仍将仍登记于其名下的股权转让、质押或者以其他方式处分，参照《物权法》第 106 条的规定处理。**原股东处分股权造成受让股东损失，原股东应承担赔偿责任。未及时办理变更登记而存在过错的董事、高级管理人员或者实际控制人也应承担相应的赔偿责任。

2. 冒用他人名义出资、登记

《公司法司法解释（三）》第 29 条规定，**冒用他人名义出资并将该他人作为股东在公司登记机关登记的，冒名登记行为人应当承担相应责任，被冒名登记为股东不承担责任。**

综上所述，《公司法司法解释（三）》在公司设立、出资、股权等方面作出了更详细和更严格的规定，在为法院审理相关争议提供更加明确的法律依据的同时，也为公司的设立、变更、投融资提出了更加专业化的管理及风险控制要求。建议公司在从事相关投资经营活动时，与律师和其他相关专业人员保持沟通，制定合理方案，以降低风险，确保投资经营活动的顺利进行。

（里兆律师事务所 2011 年 11 月 04 日整理编写）

「会社法司法解释(三)」が明確にしたその他の問題点

1. 持分譲渡と変更登記

「会社法司法解释(三)」第 28 条は、**持分譲渡後も依然として会社登記機関での変更登記を行っていない状況で、元の株主が自己名義のまま登記されている持分を譲渡、質権の設定またはその他の方法で処分した場合、「物権法」第 106 条の規定に照らして処理すると規定している。**元の株主が持分を処分したために譲り受けた株主が損失を被った場合、元の株主は賠償責任を負わなければならない、速やかな変更登記を行わなかった問題において過失のある董事、高級管理職員または実際の支配人も相応の賠償責任を負わなければならないと規定している。

2. 他人の名義を無断で使用した出資、登記

「会社法司法解释(三)」第 29 条は、**他人の名義を無断で使用して出資し、当該他人を株主として登記機関で登録した場合、名義を無断使用して登記を行った者は相応する責任を負わなければならない、名義を無断で使用され株主となった者は責任を負わない**と規定している。

以上より、「会社法司法解释(三)」は会社設立、出資、持分等について、更に詳細で厳格な規定を設けており、裁判所が関連紛争を審理する際により明確な法的根拠を提供すると同時に、会社の設立、変更、出融資に対し更なる専門的な管理及びリスクコントロールを求めている。よって、会社が関連投資運営活動に従事する際には、リスクを低減し、投資運営活動をつつがなく進めるため、弁護士及びその他の関連専門人員と意見交換を行い、合理的な方案を制定することを提案する。

（里兆法律事務所が 2011 年 11 月 4 日付けで作成）